

報告第 27 号

臨時代理した事件(名張市学校給食調理等業務民間委託業者選考委員会委員の委嘱及び任命)の承認について

名張市学校給食調理等業務民間委託業者選考委員会設置要綱（平成16年教育委員会告示第9号）第5条の規定に基づく名張市学校給食調理等業務民間委託業者選考委員会委員の委嘱及び任命については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 6年 8月 7日報告

名張市教育委員会
教育長 西山 嘉一

名張市学校給食調理等業務民間委託業者選考委員会名簿

		委 員	所属・職名	氏 名
1	委員長		教育次長	要 美義
2	1号	学校長	箕曲小学校長	川口 仁美
3	1号	学校長	梅が丘小学校長	森永 美紀子
4	2号	学識経験者	伊賀保健所健康増進課技師	油谷 裕子
5	3号	名張市職員	健康・子育て支援室長	岡野 直美
6	3号	名張市職員	子ども家庭室長	浪花 武志
7	4号	教育委員会事務局職員	学校教育室長	福島 良和

任期：令和6年7月18日から名張市学校給食調理等業務民間委託業者選考委員会設置要綱
第6条に規定する日まで

○名張市学校給食調理等業務民間委託業者選考委員会設置要綱

平成16年6月22日教育委員会告示第9号

(設置)

第1条 名張市における学校給食の調理業務等の民間委託を実施するに当たり、委託業者を厳正かつ公正に選考するため、名張市学校給食調理等業務民間委託業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、教育委員会教育長に報告する。

- (1) 学校給食調理等業務委託業者選考基準（以下「選考基準」という。）の審議
- (2) 選考基準に基づく委託業者の選定

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員9名以内で組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、教育次長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、名張市教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校長
- (2) 学識経験者
- (3) 市長の補助機関である職員（子育てに関する事務を所管する部の職員に限る。）
- (4) 教育委員会事務局の職員
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第6条 委員長及び委員の任期は、第2条に規定する報告をもって終了する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じ招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決することによる。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員長及び委員は、この委員会において知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務室において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成17年11月7日教育委員会告示第22号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成27年4月7日教育委員会告示第10号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日教育委員会告示第6号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月5日教育委員会告示第10号）

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。